

パートナーシップ宣誓制度等の概要について

➤ 概要

- 互いを人生のパートナーとした同性カップル等が、自治体に対してパートナーシップ宣誓書等を提出し、自治体から受領証やカード等を交付する制度。
- 各自治体（県単位も含む）における制度であり、対象要件等の詳細は各自治体により異なる。
- 直接的な法的効果はないが、各自治体の行政サービスや、各種民間サービス（住宅ローンの借り入れ、携帯電話の契約等）において、婚姻関係に準じた取り扱いがなされる場合がある。

➤ 他都市における状況

- 国内では、平成27年度に渋谷区が初めて導入。
- 令和5年6月時点において、328自治体が導入している。

【出典：渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査】

➤ 本市における対応について

- 令和6年度中の導入に向けて、具体的な議論をスタートさせる旨を、仙台市議会令和5年第3回定例会にて表明。